

第4章 高齢者医療の適切な推進

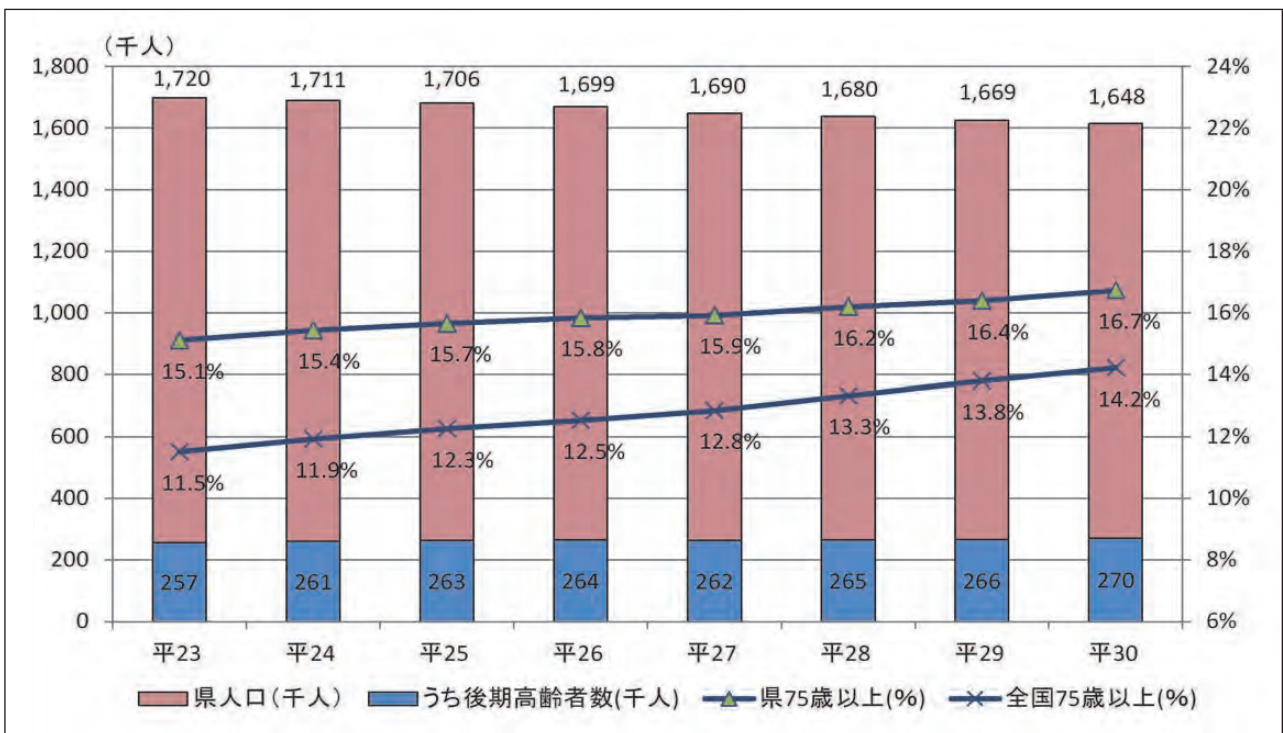
高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。

第1節 後期高齢者医療制度の円滑な運用

【現状・課題】

- 後期高齢者数は年々増加傾向にあり、平成30年度は推計値で270千人で、県人口に占める75歳以上の割合は16.7%と、全国平均を2.5ポイント上回っており、高齢化が進行しています。

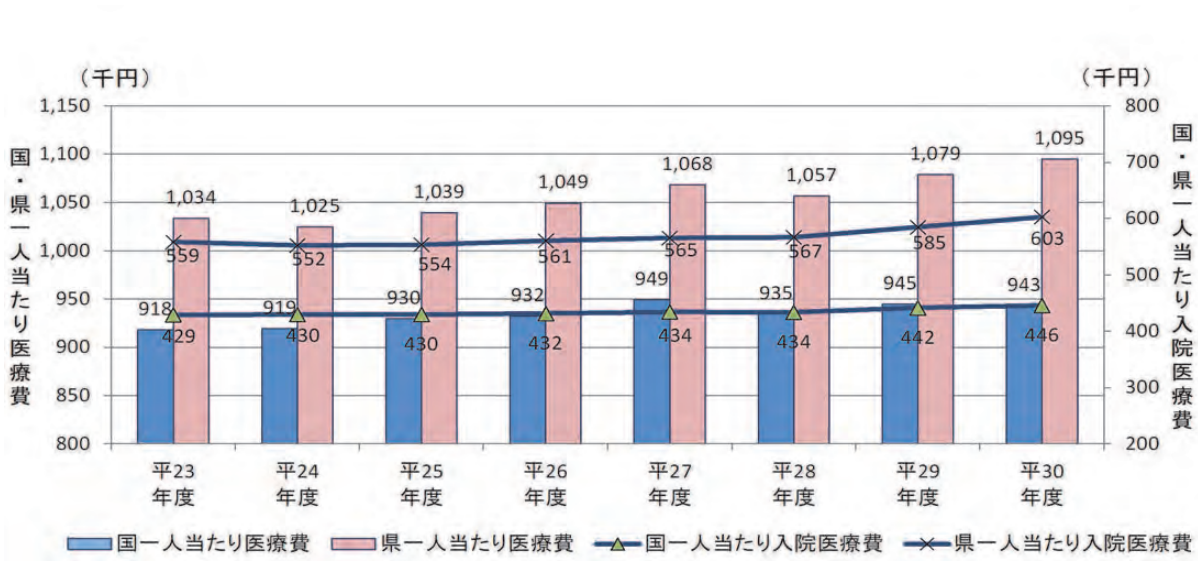
【図表4-1-1】後期高齢者人口の推移



[総務省統計局「人口推計の結果の概要」]

- 後期高齢者医療費は年々増加傾向にあり、平成30年度は2,895億円で、県民医療費に占める割合は44.2%と、全国平均を5.7ポイント上回っています。
- また、平成30年度の後期高齢者1人当たり医療費も、全国4位の1,095千円と、全国平均より152千円高くなっていますが、要因としては、入院日数が全国3位の19.6日と長いこと等が考えられます。

【図表4-1-2】後期高齢者1人当たり医療費の推移



[厚生労働省保険局（後期高齢者医療状況報告）]

- 今後も高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴い、医療費の増加が見込まれるため、後期高齢者医療制度の安定的な運営を維持していくためにも、医療費の適正化に努める必要があります。
- 後期高齢者医療制度の財政運営の仕組みは、公費約5割、各医療保険者からの支援金約4割、被保険者からの保険料約1割となっています。鹿児島県後期高齢者医療広域連合の保険料収納率は、設立以来、99%以上を確保するなど、健全な財政運営がなされています。
- しかしながら、今後も後期高齢者人口や医療費の増加が見込まれる中、後期高齢者医療制度の安定的な運営を維持していくためには、引き続き必要な保険料収入の確保と医療費の適正化を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

1 医療費適正化対策への取組と促進

- 認知機能の低下等に対する予防や早期発見・早期対応、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のために、県後期高齢者医療広域連合、市町村が行う健康診査を促進します。
- また、生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病の予防のため、市町村において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が進むよう必要な助言等を行います。

2 後期高齢者医療広域連合等に対する財政支援・運営への助言

- 後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、県後期高齢者医療広域連合、市町村へ適切な援助、必要な助言を行います。

第2節 鹿児島県医療費適正化計画の推進

【現状・課題】

- 本県の国保医療費に占める生活習慣病の割合は全体の約4割となっています。
- 平成27年5月診療分の国民健康保険における疾病別の医療費を見ると、「循環器系の疾患」が最も多く、次いで「精神及び行動の障害」「新生物」となっています。
- 平成27年10月診療分の後期高齢者医療における疾病別の医療費を見ると、「循環器系の疾患」が最も多く、次いで「損傷、中毒及びその他の外因の影響」「新生物」となっています。
- 平成26年の人口10万人当たりの患者数（受療率）を見ると、生活習慣病では、「高血圧性疾患」「脳血管疾患」がいずれも全国1位、「心疾患」が全国4位、「糖尿病」が全国5位となっています。
- 平成27年の人口10万人当たりの病床数を見ると、一般病床数は、全国6位となっています。また、療養病床数は全国平均の2倍以上で全国4位、精神病床数も全国平均の2倍以上で全国1位となっています。
- 平成27年の在宅死亡の割合状況を見ると、全国が12.7%であるのに対し、本県は8.3%で、全国平均を下回っています。

【施策の方向】

1 県民の健康の保持の推進

(1) 健康意識の向上

ア 健康意識の向上に向けた普及啓発

- 健康づくりや疾病予防に必要な学習・実践の機会を提供するなど普及啓発の更なる強化を図ります。
- 予防接種の意義・効果について、広く県民に普及啓発し、予防接種の機会の拡大を図ります。

イ 健康づくりを支援する環境整備

- 職場の健康づくり賛同事業所やかごしま食の健康応援店の拡大・強化など産業界と連携して環境整備を推進します。
- 市町村と協働した人材育成や、健康関連団体・ボランティア組織等の支援を通じて、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。

(2) 生活習慣病等の予防

ア 生活習慣病・メタボリックシンドローム対策

- 脳卒中对策推進事業において、脳卒中に係る一次・二次・三次予防を推進します。
- 生活習慣病や慢性腎臓病（CKD）の発症・重症化予防のため、市町村・関係団体と連携して、正しい知識の普及啓発を行います。

イ 特定健康診査・特定保健指導の推進支援

- 特定健康診査等の実施率の向上に向け、広報活動や健康づくり推進員等の活用による県民への普及啓発、市町村、保険者、医療関係団体等への研修等により従事者の資質向上を図るなど、保険者の活動を支援します。

ウ がん検診の推進支援

- 市町村、NPO法人、協定締結企業等と連携して、がん検診受診の普及啓発を行うとともに、市町村等における精度の高い検診の実施を促進します。

エ たばこ対策

- 喫煙と生活習慣病との関連について普及啓発を強化するとともに、関連団体と喫煙防止対策（受動喫煙を含む）を推進します。

オ 感染症の予防対策の推進

- 予防接種の接種率の向上等に向け、県予防接種対策協議会において、予防接種の実施方法の改善等について協議します。
- 実施主体である市町村や関係団体等と連携し、予防接種の意義・効果について、広く、県民に普及啓発し、予防接種の機会の拡大を図ります。

カ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の発症・重症化予防

- ロコモティブシンドロームの早期発見、早期治療などにより、その発症・重症化を予防し、身体機能の維持・改善を図ります。

キ 低栄養状態等の予防

- 市町村の健康教室等の機会を通じて、低栄養状態の予防のための食生活の改善を推進します。
- 咀嚼機能や構音機能の維持を図ることが生活の質（QOL）を高めることから、口腔機能の維持向上に関する普及啓発を図ります。

ク 認知症高齢者等の支援

- 生活習慣病は認知症の発生要因の一つであることから、市町村における介護予防の取組促進や生活習慣病予防の取組の推進に努めます。
- 認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターを中心とした早期診断・早期対応の体制構築や、認知症の早期発見等の役割が期待されるかかりつけ医等の認知症対応力の向上に努めます。

ケ 医療関係者との連携・協働

- 生活習慣病や精神疾患の発症・再発防止、重症化予防を推進するため、医療連携体制の構築など医療機関と連携した取組を進めます。
- 糖尿病や脳卒中など全身の疾患を有する患者等に対する口腔ケア、歯科診療等の提供機会の確保や、がん患者の治療に伴う副作用や合併症の予防・軽減を図るため、医科歯科連携を促進します。

(3) 健康保持推進体制の強化

ア 保険者機能の強化

- 保険者が特定健康診査等を効果的に実施できるよう保険者及び医療関係団体等への研修を行い、従事者の資質向上を図ります。

イ 保険者協議会への支援

- 各保険者の健診等データの有効活用に向けた助言など必要な支援を行います。

ウ 地域・職域・学域保健の連携

- 生活習慣病対策は、地域・職域・学域保健が情報の共有化、保健事業の協働実施等を通じて連携することが重要であるため、事業所や学校と協働した取組を進めます。

2 医療の効率的な提供の推進

(1) 病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進

ア 病床機能の分化及び連携の推進

a 地域医療構想の推進

- 構想区域（二次保健医療圏）ごとに設定した「地域医療構想調整会議」において、医療機関相互の協議を促進し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた国の動向も注視しながら、地域医療介護総合確保基金の活用により、将来のあるべき医療提供体制の構築に努めます。

b 疾病別・事業の医療連携体制の構築

- 5疾病5事業^{*1}及び在宅医療については、構築した医療連携体制の充実に努めます。

c 地域連携クリティカルパス^{*2}の普及等

- 5疾病については、地域における医療・福祉・行政の関係機関が連携し、活用拡大に向けた検証や分析、情報の共有化を行い、地域連携クリティカルパスの普及等に努めます。

イ 地域包括ケアシステムの構築の推進

a 地域包括ケアシステムの充実

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年に向けて、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの充実を図るため、引き続き市町村の取組を支援します。

b 在宅医療の連携体制の整備

- 患者の状況やニーズに応じ、入院から在宅への切れ目のない医療が提供されるよう関係者のネットワークの構築に努めます。

c 医療と介護の連携

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市町村が中心となった地域の関係団体の連携体制の構築を支援するとともに、広域的な医療・介護サービスの提供体制の整備を進めます。

*1 5疾病5事業…5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）

5事業（救急医療、災害医療、離島・へき地医療、周産期医療、小児救急医療）

*2 地域連携クリティカルパス…治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表のことで、診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

d 終末期医療の体制づくり

- 人生の最終段階において、患者の意向を尊重した医療を実現するため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション等の確保を促進します。

e 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、障害保健福祉圏域ごとの関係者の協議の場を通じて、地域移行に必要な住まいの確保や医療福祉サービス等の充実のための具体策を検討し、支援体制の構築を図ります。

(2) 後発医薬品の使用促進

ア 安心使用のための環境整備

- 「鹿児島県後発医薬品安心使用協議会」において、関係者間で情報を共有する等、協議・調整を行い、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう環境整備を図ります。

イ 医療関係者への普及啓発

- 後発医薬品の信頼性向上や国の取組、県内の取扱状況等に関する情報を共有する等、後発医薬品に対する医療関係者等の理解を深めるシンポジウム等を開催し、普及啓発を図ります。

ウ 後発医薬品の普及啓発

- 県民の後発医薬品に対する品質等への不安を解消するため、県民向けの啓発用リーフレット等を作成し、県内の薬局へ配布する等、普及啓発を図ります。

(3) 受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進

ア 受診の適正化の推進

- かかりつけ医（歯科医）の重要性、必要性について関係団体が一体となって普及啓発努めます。
- 重複頻回受診の是正など、適切な受診の促進を図るため、関係機関・団体と連携し、必要に応じて技術的助言を行います。

イ 医薬品の適正使用の推進

- 平成27年に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」を推進し、患者の服用薬について一元的・継続的に把握して薬学的管理を行うことにより、医師（歯科医師）による処方内容をチェックし、多剤・重複投薬の防止や残薬削減などを行う「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及に努めます。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳を一冊に集約するように促します。
- 「薬と健康の週間」（毎年10月17日から10月23日までの一週間）において、薬の正しい使い方等に関する啓発資料等を作成するなど、県民が医薬品に関する正しい知識と理解を深めることを図り、医薬品の適正使用を推進する運動を展開します。